

静岡産業大学情報ネットワークシステム利用規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）が設置する情報ネットワークシステムの利用に関し必要な事項を定め、本学の教育・研究活動の推進及び情報ネットワークシステムの円滑な運用管理を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における情報ネットワークシステム（以下「ネットワーク」という。）とは、本学が管理するコンピュータ、サーバ、ルーター、スイッチ、アクセスポイント等の情報機器及びこれらを接続する通信回線並びにこれらを通じて構築される接続環境の総称をいう。

(システム管理者)

第3条 ネットワークの円滑な運用管理を図るため、本学にシステム管理者を置き、情報システム課長をもってこれに充てる。

2 システム管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) ネットワークの整備に関すること

(2) ネットワークのセキュリティを保持するために必要な次の事項に関すること

- ① サーバの安全な運用の確保
- ② ログの管理保全
- ③ 利用者の登録
- ④ パスワードの管理
- ⑤ 利用者に対するセキュリティ関連情報の提供及びセキュリティ対策の周知徹底
- ⑥ 不正アクセス行為に対する防御措置等

(3) その他、ネットワークの円滑な運用管理を図るために必要な事項に関すること

3 システム管理者は、ネットワークの運用にあたり、不正アクセス等異常な状況を認めたときは、速やかに必要な措置を講ずる。

(利用者)

第4条 本学のネットワークを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員（学校法人新静岡学園法人事務局の職員を含む。）
- (2) 本学の学生
- (3) 前2号に掲げる者のほか、システム管理者が適当と認めた者

(遵守事項)

第5条 利用者は、ネットワークの利用にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育・研究活動及びその支援に関する目的以外に利用しないこと
- (2) 営利を目的に利用しないこと
- (3) ユーザーID及びパスワードは、各自が責任を持って管理し、貸与、販売、譲渡等により第三者に使用させないこと
- (4) 通信の秘密を侵害しないこと
- (5) ネットワークの適正かつ正常な運用のために協力し、運用に支障を来すような利用をしないこと
- (6) 脆弱性の問題に対処するため、OSやアプリケーションを最新の状態に保つこと
- (7) 違法なソフトウェアをインストールしないこと
- (8) 特定の個人や団体への誹謗中傷、差別的または猥褻な内容など倫理に反する発言や投稿をしないこと
- (9) 個人情報保護法、著作権法、不正アクセス禁止法など情報に関する法令並びに「学校法人新静岡学園情報セキュリティポリシー」に従って利用すること

2 利用者は、ネットワークに異常または障害を発見したときは、速やかにシステム管理者に報告しなければならない。

(利用の停止等)

第6条 利用者が前条の規定に違反した場合、システム管理者は、利用の停止や制限、その他ネットワークの適正かつ正常な運用のために必要な措置を講ずることができる。

(免 責)

第7条 ネットワークが提供するサービスに関し、遅延若しくは中断等によって生じた損害に対し、本学は責任を負わないものとする。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、ネットワークの利用に関し必要な事項は学長が定める。

(改 正)

第9条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行に伴い、「静岡産業大学情報ネットワークシステム管理規程（平成15年10月1日施行）」は、令和7年3月31日をもって廃止する。